

令和7年度版

山側住宅団地住み替え促進 リフォーム補助金

日立市

山側住宅団地内の住宅を
リフォーム+売買・賃貸借等
した場合

最大 **100万円**

(工事費の1/2)

◆補助対象となるのは…

山側住宅団地内^(※)の住宅を

- ① リフォーム後に売却等又は賃貸した場合
- ② 取得又は賃貸等の後にリフォームした場合 等

※対象：高鈴台団地、山の神団地、青葉台団地、堂平団地、平和台団地、小咲台団地、中丸団地、塙山団地、金沢団地、台原団地、根道ヶ丘団地、みかの原団地

(詳しくはお問い合わせください。)

補助対象者(①～④の全てを満たすか)

- ① **ア・イのいずれかに該当し、その1～2の全てを満たすかた**
 - 【ア リフォーム後に売却等又は賃貸した場合】
 - 1. 対象となる住宅に1年以上住民登録をしたことがある所有者
 - 2. リフォーム工事を完了後、1年以内に売却等により所有権を移転したかた又は賃貸したかた
 - 【イ 取得又は賃貸等の後にリフォームをした場合】
 - 1. 対象となる住宅を取得(※相続を除く)又は1年以上の賃貸契約を締結し、対象住宅に住民登録をしたかた
 - 2. 1年以内にリフォーム工事を完了し、山側住宅団地の区域外から住所を変更したかた
- ② **市税等に滞納のないかた**
- ③ **同一住宅のリフォーム工事を対象とした他の補助制度による補助を受けていないかた**
- ④ **本補助制度を利用したことがないかた**
(同一住宅において補助金交付後10年経過した場合を除く)

補助対象住宅(①～③の全てを満たす住宅)

- ① **戸建住宅又は併用住宅(集合住宅を除く)**
- ② **建築基準法等の規定に適合した住宅**
- ③ **不動産業を営む者等が営利目的として所有するものではない住宅**

補助対象工事(①～③の全てを満たす工事)

- ① **令和5年4月1日以降に請負契約を結んだリフォーム工事**
- ② **市内に本店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者が施工するリフォーム工事(外構工事を施工する場合は、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた者であること)**
- ③ **増改築ではないリフォーム工事(10㎡未満の増築を除く)**
※ただし、倉庫・車庫(カーポート)に係る工事経費、備品購入経費、建物リフォーム工事費を超える分の外構工事経費、災害等による保険給付金の対象となる工事等を除きます。

手続きの流れ・必要な書類

【リフォーム後に売却等をする場合】

※リフォーム工事前の写真を撮影してください。

①住宅のリフォーム工事契約

※リフォーム完了後の写真を撮影してください。

②住宅の売却・賃貸等の契約

※リフォーム工事の完了から1年以内

【取得等の後にリフォームをする場合】

①住宅の取得・賃借等の契約

※リフォーム工事前の写真を撮影してください。

②住宅のリフォーム工事契約

③工事の完了・住民票の異動

※①から1年以内

※リフォーム工事完了後の写真を撮影してください。

申 請 ※以下の書類をそろえて、住政策推進課へ提出してください。（申請締切：令和8年3月31日(火)）

【共通書類】

- 1 山側住宅団地住み替え促進リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 リフォーム工事前の写真
- 3 リフォーム工事の請負契約書の写し
- 4 リフォーム工事の見積書又は請求書の写し（内訳明細が記されたもの）
- 5 リフォーム工事の領収書の写し
- 6 リフォーム工事の完了写真
- 7 売買・賃貸借等に係る契約書の写し
- 8 建築基準法に係る建築確認済証等の写し（建築協定運営委員会の届出の写し等）

【外構工事を併せて行う場合】

- 9 外構工事に係る【共通書類】の2～6

【補助対象住宅が共有名義の場合】

- 10 全ての共有者からリフォームについて同意を得たことがわかる書類の写し

【リフォーム工事契約時に日立市に住民登録がない場合・1年未満の場合】

- 11 対象住宅に住民票が1年以上あったことがわかる書類（戸籍の附票等）



補助決定 ※申請書類の審査を行い、補助金交付決定通知書を2週間程度で送付します。

請 求 ※交付決定後、下記の書類を提出してください。

- 1 山側住宅団地住み替え促進リフォーム補助金交付請求書（様式第3号）
- 2 振り込み先の通帳又はキャッシュカード等の写し

振り込み ※最長1か月程度で振り込みます。



法人等が寮やシェアハウス等の福利厚生のために供する場合や、相続財産管理人や成年後見人等が申請する場合、その他、不明点がある場合は下記までお問い合わせください。

【申請・問合せ先】

日立市 都市建設部 住政策推進課（市役所本庁5階 山側）
 〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294-22-3111 内線583
 Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp FAX 0294-21-7750

